

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口
15歳～60歳	男性	950円	1,900円	2,850円	3,800円	4,750円
	女性					
61歳～65歳	男性	950円				
	女性					
66歳～70歳	男性	1,408円				
	女性	861円				
71歳(更新のみ)	男性	1,705円				
	女性	1,054円				
72歳(更新のみ)	男性	1,825円				
	女性	1,131円				
73歳(更新のみ)	男性	2,000円				
	女性	1,227円				
74歳(更新のみ)	男性	2,191円				
	女性	1,330円				
75歳(更新のみ)	男性	2,402円				
	女性	1,439円				
76歳(更新のみ)	男性	2,639円				
	女性	1,556円				
77歳(更新のみ)	男性	2,903円				
	女性	1,684円				
78歳(更新のみ)	男性	3,187円				
	女性	1,854円				
79歳(更新のみ)	男性	3,501円				
	女性	2,045円				
80歳(更新のみ)	男性	3,847円				
	女性	2,258円				

※掛金は更新日(毎年7月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(毎年7月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年末満の年齢は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下は切り捨てます。)  
※掛金は、定期保険(団体型)の保険料計算の結果、変更となる場合があります。

### 税法上の お取扱い

#### 法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

#### 個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員所得税の対象にもなりません。(通基3-8)(所基通36-31の2)

記述の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所属の税務署などに必ずご確認ください。

### 保険期間

保険期間は1年間(毎年7月1日～その翌年6月30日)で、毎年自動的に更新されます。

### 加入日(効力発生日)

毎月5日までのお申込みにつきまして翌月1日から効力が発生します。

### 加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

### 掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

### 配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこなった剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

### 加入者(被保険者)のみならず

定期保険(団体型)は契約者 四国中央商工会議所、被保険者 当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者 当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当「パンフレット」記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」当「パンフレット」加入申込書兼告知書をお合わせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時に約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置がとられることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

※「パンフレット」に記載の制度内容は将来変更されることがあります。

(お問合せ先)



四国中央商工会議所

〒789-0111 四国中央市金生町下分789-1  
TEL 0896-58-3530 FAX 0896-58-6204

(定期保険(団体型)引当保険会社)



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7777(代表)

(取次店)

アクサ生命保険株式会社 今治営業所

〒794-0042 今治市旭町2-3-20 今治商工会議所5F  
TEL 0898-23-2989 FAX 0898-23-8763

AXA-A1-2203-0212/773(2022.09.29現在改定)

会員事業所のみならず

# 新コスモス共済

ご加入  
おすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)  
+四国中央商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

ご留意  
ください

四国中央商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)\*を組み合わせた保障プラン名称が新コスモス共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

\*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



## 福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず  
24時間保障

1年更新で医師の  
診査なし

剰余金があれば  
配当金も!

商工会議所独自の  
給付制度も!

6大生活習慣病入院一時金  
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金

健康増進に役立つ付帯サービスも  
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

### 【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いしますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- 当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報、保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲でこれを提供します。
- 個人情報に重要等が発生した際に、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報を取扱われます。
- 定期保険(団体型)契約の引渡保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報に変更後の保険会社に提供されることがあります。

### 【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当「パンフレット」」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

※この「パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



四国中央商工会議所



# 新コスモス共済の内容

## 保障内容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特約：入院給付金付災害前増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	□数					
	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □	
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態 <sup>1</sup> のいづれがなったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円
	傷害または疾病により高度障害状態 <sup>1</sup> のいづれがなったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
入院治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数をき、通算60日限度） ＜入院給付金＞	18日につき 2,000円	18日につき 4,000円	18日につき 6,000円	18日につき 8,000円	18日につき 10,000円
	ガン <sup>2</sup> で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
	6大生活習慣病 <sup>3</sup> で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
	ガン <sup>2</sup> の治療を直進の目的とした先進医療による療費を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円

※保障期間中に加入者（被保険者）が上記のお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。  
 ※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保障期間中に加入者が加入日以降に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払します。  
 ※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以降に発病した所定の発病事由を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払します。  
 ※ガン先進医療一時金について、公的施設などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかるとはならない場合は、お支払はありません。同一の先進医療において増額回りを同一のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療費を受けたときは、それらの一度の療費を1回の療費とみなします。給付対象となる医療行為が医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行われます。  
 ※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日であることを指し、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてください。

- |  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p>※1 お支払の対象となる高度障害状態</p> <p>1.四肢の機能を全く永久に失ったもの</p> <p>2.言語またはそれ以外の機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3.中枢神経系または精神に著しい障害を生じ、終身介護を要するもの</p> <p>4.痲痺状態に著しい障害を生じ、終身介護を要するもの</p> <p>5.両上肢とも、手関節以上で失った場合はその機能を全く永久に失ったもの</p> <p>6.両下肢とも、足関節以上で失った場合はその機能を全く永久に失ったもの</p> | <p>7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った場合はその機能を全く永久に失ったもの</p> <p>8.1上肢の機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>※2 お支払の対象となるガン</p> <p>○口腔、咽頭および喉頭の悪性新生物</p> <p>消化器の悪性新生物</p> <p>呼吸器および肺内腫瘍の悪性新生物</p> <p>骨および軟骨の悪性新生物</p> <p>皮膚の黒色色素およびその他の悪性新生物</p> | <p>中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>悪性新生物</p> <p>1.乳房の悪性新生物</p> <p>2.女性生殖系の悪性新生物</p> <p>3.男性生殖系の悪性新生物</p> <p>4.骨軟骨形成性悪性新生物</p> <p>5.骨髄腔内悪性新生物</p> <p>6.脳、脳およびその他の中枢神経系の悪性新生物</p> <p>7.甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>8.部位不明腫瘍、結核および部位不明の悪性新生物</p> <p>リンパ腫、造血細胞および関連組織の悪性新生物</p> | <p>悪性新生物</p> <p>1.皮膚（皮膚性）多部位の悪性新生物</p> <p>2.上皮内悪性新生物</p> <p>3.真正赤血球増加症＜多血症＞</p> <p>4.骨髄形形成症候群</p> <p>5.慢性特発性造血疾患</p> <p>6.本態性（出血性）血小板減少症</p> <p>7.ツングバハム病</p> |
|--|--|--|---|
- ※3 お支払の対象となる6大生活習慣病  
 糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全

## 四国中央商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	□数				
	1 □	2 □	3 □	4 □	5 □
病気による入院見舞金 （5日以上、ただし事由による通院見舞金とあわせて1人年1回限度）	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
事故による通院見舞金 （7日以上、ただし疾病による入院見舞金とあわせて1人年1回限度）	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
成人祝金 （加入1年以上経過されている方）	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
結婚祝金 （加入1年以上経過されている方）	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
出生祝金 （加入1年以上経過されている方、1人につき）	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
遷居祝金 （加入2年以上経過されている方）	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
家族災害死亡見舞金	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
介護認定見舞金	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円
遺児育児見舞金	遺児1名につき50,000円				
第三者加害行為見舞金	死亡50,000円、20日以上入院20,000円、20日未満入院10,000円				

- ①四国中央商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。  
 ②見舞金・祝金は本制度への加入が継続している方に限り支給いたします。  
 ③病気による入院見舞金は、5日以上の上経過入院をしたとき、事故による通院見舞金は、ケガで7日以上の実通院をしたとき、入院・通院通して1年1回を限度として、1口あたり日数にかかわらず一律10,000円を支給いたします。  
 ④成人祝金は、加入者が成人したとき、1口あたり10,000円、結婚祝金は、加入者が結婚したとき、1口あたり20,000円を支給いたします。  
 ⑤出生祝金は、加入者または加入者の配偶者が出生したとき、1口あたり10,000円を支給いたします。また、第2子には10,000円、第3子には20,000円、第4子には30,000円を上乗せ支給いたします。  
 ⑥遷居祝金は、加入者が60歳に達したとき、1口あたり10,000円を支給いたします。  
 ⑦家族災害死亡見舞金は、加入者の家族（配偶者・同居親族等）がケガで事故日から180日以内に死亡したとき、1口あたり20,000円を支給いたします。  
 ⑧介護認定見舞金は、扶養関係にある加入者の配偶者、子、養父母および養祖父父母が公的介護保険制度の要介護3以上に新規該当されたとき、1口あたり20,000円を支給いたします。  
 ⑨遺児育児見舞金は、加入者が死亡したとき18歳未満の扶養者がいる場合、加入口数に関係なく遺児1名につき50,000円を支給いたします。  
 ⑩第三者加害行為見舞金は、加入者の行為により被害を受けたとき、加入口数に関係なく、死亡したとき50,000円、20日以上入院したとき20,000円、20日未満入院したとき10,000円を支給いたします。  
 ※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

## ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

- アクセサの付帯サービス
- アクセサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

## 加入資格・条件

1. 四国中央商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の7月1日現在年齢が14歳以上70歳未満の方で、加入（継続）することと同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超える方は1口を限度とします。なお、70歳6か月を超える方は1口の80歳6か月まで更新のみです。
2. 新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方<sup>1</sup>に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書お知書または保険金請求申込書お知書に記載された告知事項に該当する場合は、14日以上入院をしたことがあり、かつ、

告知事項	留意事項
告知事項 ①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがあり、かつ、	留意事項 ●手術とは、可逆的に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテルレーザー光線治療や温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、白濁や手術も上掲の告知事項に該当します。 ●継続して14日以上入院したとは、転院、転科を含めて1日連続して14日以上入院された場合をいいます。
告知事項 ②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがあり、かつ、	留意事項 ●14日以上にわたるとは、合併症・続発症を含む一連の療養で、転院、転科を含めて初診から終診までの期間をいいます。医師による治療・投薬を受けたことには限らず、医師の診察回数ではありません。 ●治療には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表  
心臓病（心筋梗塞）、心臓病（先天性心臓病・心臓病・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳梗塞）、脳神経腫瘍、てんかん、脳血管障害、脳梗塞、脳出血、脳腫瘍、腎臓病（腎臓病・腎臓病）、糖尿病、がん、白血病、上皮内悪性新生物、悪性リンパ腫、悪性腫瘍

3. 当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

## 加入者票の発行

## 保険金などの受取人・請求

- 加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。
1. 保障期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続きをおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などの支払いの可能性が認められる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
  2. 保険金などの受取人は、加入申込書お知書の「保険金・給付金受取人指定」欄にご加入者（被保険者）の同意を得て指定していただくことができます。保障期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続きをおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当した保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を蓄積してお支払しません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受け、これをお支払いしません。この場合、新コスモス共済からは退避となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に当商工会議所独自の給付制度のお支払はありせん。
  3. 当商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者（被保険者）または加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きをおこなってください。